

社会福祉法人 南台五光福祉協会 職員行動規範

I. 基本的姿勢

1. 私たちは、社会福祉に従事するものとして、利用者の尊厳と人権を尊重します。
2. 私たちは、支援者としての職務を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
3. 私たちは、利用者が安心かつ安全で、快適な生活が送れるよう、支援・援助を行います。
4. 私たちは、利用者の障がいについて正しく理解し、一人ひとりのニーズに必要な援助を行います。
5. 私たちは、自身の使命を自覚し、絶えずモラルの向上と専門的な知識と技術の研鑽に努めます。

II. 具体的行動規範

1. 責務・努力事項

(1) 利用者の意向・個性の尊重

施設の主体は利用者です。利用者の意向を確認しないで、価値判断を一方的に優先させる支援を行ってはなりません。利用者の尊厳と人格を尊重し、その人らしい人生の実現のために、私たちは障害福祉の専門家として使命をはたさなければなりません。

(2) 利用者の社会参加支援

利用者が一市民として社会の発展に貢献するため、私たちは、利用者の社会参加の機会が最大限に保障されるように努めます。

(3) 利用者の生活環境の保障

利用者の生活環境は、いかなる場合においても、安心・安全を基礎とした快適性が、確保されていなければなりません。生活や活動、労働の場において、利用者の快適性が脅かされそうなとき、私たちは相互に気を配り、協力し合い、解決に努めます。

(4) 利用者、家族等に対する情報提供

サービスを提供する上では、利用者本人及び家族との信頼関係が大変重要となります。支援や手続き等に関する事項など、速やかに情報提供を行い、共有するとともに適切な対応を心がけます。

(5) 安心と安全の保障

健康であること、生命を脅かされる心配のないことは、誰にとっても最大の安心につながります。

(6) 利用者に対する専門的支援

福祉に従事する者は、障害福祉の専門家として常に利用者の願いや思いの実現を目指し、利用者個々の生活意欲や、自立する力を引き出すための支援に努めます。また、利用者の個性や人生を十分に配慮し、各人が自分らしさを表現できるように努めます。

(7) 自己研鑽・健康管理

私たちは障がいのある人たちの思いに応えるために、常に自己研鑽に努めなければなりません。利用者の声に真摯に向き合うことは最大の自己研鑽でもあります。また、施設の職務はチームの上に成り立っていることを各自が認識し、相互が資質の向上を目指します。さらに、適切な支援を行うために、常に自らの心身の健康に留意します。

(8) チームワーク

適切な支援はしっかりしたチームワークがあってこそ行えるものです。私たち一人ひとりがチームの中における共通の認識を持つことで、利用者への適切な支援が行われます。

(9) 管理者の責務

管理者は、社会福祉法人の使命と当該法人の行動規範を十分に理解した上で、施設の健全な経営と利用者の権利擁護に邁進しなければなりません。私たちは常に利用者の人権擁護と権利保障に努めます。

2. 厳守事項

(1) 利用者への虐待

虐待は最大の人権侵害であり、人間として恥ずべき行為です。虐待の全否定こそが、利用者支援、人間支援の根本です。利用者の尊厳と人格を尊重し、その人

らしい人生の実現のために、障がい者支援を専門とする私たちは、その使命を果たさなければなりません。

(2) 利用者への差別

施設が閉鎖的になればなるほど、施設の中だけで通用するルールがはびこることとなり、結果としてそのことが幾多の差別を生み出すことになります。障がい者の権利条約で示された「合理的配慮の否定も差別である」ということを常に認識し、支援を行います。

(3) 利用者に対するプライバシーの侵害

プライバシーの保護は、利用者の人権を尊重するうえで非常に重要です。支援にあたっている関係者は、支援の過程で知った障がい者本人及び家族等の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮していく必要があります。

(4) 利用者の人格無視

施設は、利用者が社会の中の一市民として平等な権利を有し、それにふさわしい人間関係や支援を受ける権利があることを認識し、個々に応じた人格を高める機会を提供する場です。そのため私たちは常に利用者の人格を尊重した支援を行わなければなりません。

(5) 利用者への強要

支援を行う目標は、利用者の意欲や能力を最大限に引き出すことにあります。そのために、利用者の自主性を最大限尊重します。

(6) 利用者への制限

危険回避を前提とした行動制限は慎重であるべきです。「危険回避ありき」の支援が前提となれば、支援の質を向上しようという意識が育成されません。